

平成23年の税制改正(第1回)

平成23年6月22日に23年度の税制改正法案が可決・成立しました。
 予定されていた所得税、法人税、相続税等の抜本的改正案は当面見送られましたが、消費税や租税特別法の改正案は成立したので注意が必要です。

(1) 消費税関係(その1)

改正により、課税売上が5億円を超える事業者は「95%ルール」が適用されません。その結果、消費税の納付額が増加することになります。改正は平成24年4月1日以降に開始する事業年度から適用されます。

< 消費税額の計算例 >

◎ 課税売上割合

$$\frac{\text{課税売上 } 5.2 \text{ 億円 (仮受消費税2,600万円) (イ)}}{\text{課税売上 + 非課税売上} = 5.4 \text{ 億円}} = 96\%$$

◎ 課税仕入れの内訳

課税仕入れ4.56億円 (仮払消費税2,280万円) (ロ)		
課税売上に対応する 課税仕入れ4億円 仮払消費税2,000万円 (ハ)	課税・非課税売上に共通して 対応する課税仕入れ5千万円 仮払消費税250万円 (ニ)	非課税売上に対応する 課税仕入れ600万円 仮払消費税30万円 (ホ)

◎ 納付額の計算(課税売上が5億円超のケース)

	全額控除			
改正前	仮受消費税2,600万円 (イ)		仕入控除税額2,280万円 (ロ)	
			納付額320万円	
改正後	個別対応方式		一括比例配分方式	
	仮受消費税2,600万円 (イ)	仕入控除税額2,240万円 2,000万円 (ハ) + (250万円 (ニ) × 96%)	仮受消費税2,600万円 (イ)	仕入控除税額2,189万円 (2,000万円 (ハ) + 250万円 (ニ) + 30万円 (ホ)) × 96%
	納付額360万円※		納付額411万円★	
	※ 仮払消費税2,280万円 - 仕入控除税額2,240万円 = 控除対象外消費税40万円		★ 仮払消費税2,280万円 - 仕入控除税額2,189万円 = 控除対象外消費税91万円	

* 仮払消費税と仕入控除税額の差額は、控除対象外消費税として損金又は必要経費となります。

(2) 租税特別措置法関係

(イ) 適用期限が延長された主要なもの

- ① 中小企業者の法人税率(800万円以下18%)の特例
- ② エネ革税制による税額控除や特別償却制度
- ③ 一定のソフトや機械設備等の事業基盤強化設備を取得した場合等の特別償却や税額控除制度
- ④ 試験研究費の特別控除限度額(法人税額の30%)の特例

(ロ) 新たに創設された主要なもの

① 雇用者が増加した場合の特別控除制度(雇用促進税制)

対象者	公共職業安定所の長に雇用促進計画の届出を行った事業者
適用要件	事業年度末の従業員のうち雇用保険一般被保険者の数が前事業年度末に比して10%以上、かつ2名(中小企業者等)以上増加したこと等を公共職業安定所の長の確認を受けた場合
税額控除	増加した雇用保険一般被保険者の数×20万円
控除限度	中小企業者については当期の法人税額の20%を限度
適用期間	平成23年4月1日～平成26年3月31日までの間に開始する事業年度
手続き	<ul style="list-style-type: none">・ 事業年度開始後2ヶ月以内に目標の雇用増加数等を記載した雇用促進計画を作成し、ハローワークに届出します。・ 事業年度終了後2ヶ月以内にハローワークより雇用促進計画について確認を受けます。・ ハローワークによって確認を受け、交付される雇用促進計画等の書類を確定申告書に添付して適用可能となります。

② グリーン投資減税の創設

エネルギー環境負担低減推進設備(先進的な低炭素・省エネ設備)を取得した場合に30%の特別償却又は中小企業者等は7%の税額控除(法人税額の20%を限度)を選択できる制度です。適用時期はこの法律が公布された日から平成26年3月31日までです。

平成23年の税制改正(第2回)

消費税関係(その2)

◆免税事業者の要件が次のように見直されました。

(1) 事業者の基準期間の課税売上高が1千万円以下で、その事業者(課税事業者を選択している事業者を除く)の次の期間(特定期間)の課税売上高が1千万円を超えると、事業者免税点制度は適用されません。

- ① 個人事業者はその年の前年1月1日から6月30日までの期間
- ② 法人はその事業年度の前事業年度の期首から6月の期間
- ③ 法人が短期事業年度の場合は前々事業年の開始の日から6月の期間

(2) (1)を適用する場合、上記の特定期間中に支払った支払明細書に記載すべき給与等の金額に相当するものの合計額を課税売上とすることができます。

(3) 改正は、平成25年1月1日以後に開始する事業年度から適用されます。

<事業者免税点制度の改正イメージ>

